告示

○宮内庁告示第二号

天皇皇后両陛下は、京都府において開催される第十四回国際内分泌学会議オープニングセレモニーに御臨席、併せて地方事情を御視察のため、三月二十五日から同月二十八日まで同府へ行幸啓になる。

平成二十二年二月二十六日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○金融庁告示第十五号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第三号の規定に基づき、銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる義務等を定める件（平成十年大蔵省告示第九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条に次の一項を加える。

2　合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得により、前項に規定する業務に該当する業務に属する契約に係る権利義務が生ずることとなったときは、当該契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては権利義務が生じた日から一年以内の期間に限り、当該契約に関する業務は、同項に規定する業務に含まれないものとする。

○金融庁告示第十六号

信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第一条第一号及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第一条第一号の規定に基づき、次のように告示し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

（信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件の一部改正）

第一　信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件（昭和五十七年大蔵省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八号の次に次の一号を加える。

十九　相模原市

（信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件の一部改正）

第二　信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件（昭和五十七年大蔵省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十八号の次に次の一号を加える。

十九　相模原市

○金融庁・厚生労働省告示第一号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件（昭和五十七年大蔵省・労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

厚生労働大臣　長妻　昭

第十八号の次に次の一号を加える。

十九　相模原市

○総務省告示第四十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十一年度分の補助金等から適用する。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

表の上欄中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三　地域活性化・公共投資臨時交付金

四　地域活性化・経済危機対策臨時交付金

五　地域活性化・きめ細かな臨時交付金

表の下欄第六号中「及び地域活性化・生活対策臨時交付金」を「、地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金」に改める。

○法務省告示第百号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアクイーンズランド州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年二月二十六日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ミシェル・テレーズ・ミズタニ

生年月日　千九百七十三年七月六日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年二月二十六日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　ミシェル・テレーズ・ミズタニ

生年月日　千九百七十三年七月六日

国　籍　オーストラリア

原資格国　オーストラリアクイーンズランド州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○外務省告示第七十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、平成八年二月二十七日付けの同委員会の決定に従い、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十二年二月二十六日

外務大臣　岡田　克也

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千九百万円
四十五万特別引出権	六千九百万円
四百五十万特別引出権	六億九千万円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	三千万円
百五十万特別引出権	二億三千万円
千五百万特別引出権	二十三億円

付表3　同協定に従って調達するその他のすべての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千九百万円
四十五万特別引出権	六千九百万円
四百五十万特別引出権	六億九千万円
千五百万特別引出権	二十三億円

○財務省告示第六十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

第一号中「日興シティ信託銀行株式会社」を「ＮＣＴ信託銀行株式会社」に改め、「りそな信託銀行株式会社」を削る。

○財務省告示第六十二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

第一号中「日興シティ信託銀行株式会社」を「ＮＣＴ信託銀行株式会社」に改め、「りそな信託銀行株式会社」を削る。